

静岡市環境影響評価条例をここに公布する。

平成27年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市環境影響評価条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 技術指針（第6条）
- 第3章 計画段階配慮の手続等
 - 第1節 計画段階環境配慮書（第7条—第12条）
 - 第2節 事業計画の検討等（第13条）
- 第4章 環境影響評価の手続等
 - 第1節 方法書（第14条—第20条）
 - 第2節 環境影響評価の実施等（第21条—第23条）
 - 第3節 準備書（第24条—第31条）
 - 第4節 評価書（第32条・第33条）
 - 第5節 対象事業の実施（第34条・第35条）
- 第5章 事後調査手続等（第36条—第46条）
- 第6章 対象事業の内容の変更等（第47条—第50条）
- 第7章 環境影響評価その他の手続の特例（第51条）
- 第8章 法対象事業等に対する措置（第52条—第55条）
- 第9章 静岡市環境影響評価審査会（第56条・第57条）
- 第10章 雑則（第58条—第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、静岡市環境基本条例（平成16年静岡市条例第34号）第14条の規定に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめ計画段階配慮及び環境影響評価を行うとともに、その事業の実施後において事後調

査を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）について市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価等の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- （2）対象事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。
 - ア 規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの
 - イ 実施される地域により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの
- （3）事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、当該委託をし、又は委託をしようとする者）をいう。
- （4）計画段階配慮 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業の実施が想定される区域（以下「実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討し、当該計画につ

いて環境の保全の見地から配慮することをいう。

- (5) 事後調査 対象事業に係る工事等の着手後において、当該対象事業に係る環境の状況を把握するために行う調査をいう。

(市の責務)

第3条 市は、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、この条例の規定による手続が適切かつ円滑に行われるように事業者に対し、必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、環境影響評価等の重要性を認識し、その責任と負担において、この条例の規定による手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境影響評価等が適切に行われるように、環境に係る意見の提示及び情報の提供を積極的に行うよう努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針の策定等)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価等を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法に関する事項並びに環境の保全の見地から配慮すべき事項
- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目の調査、予測及び評価の手法に関する事項
- (3) 環境の保全のための措置に関する事項
- (4) 事後調査の項目及び手法に関する事項

3 市長は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを告示するものとする。

第3章 計画段階配慮の手続等

第1節 計画段階環境配慮書

(配慮書の作成等)

第7条 事業者は、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る計画段階配慮を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により計画段階配慮を行ったときは、技術指針で定めるところにより、当該計画段階配慮の結果に係る次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、これを市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 対象事業の実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 対象事業に係る2以上の計画について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

(5) 環境の保全の見地から配慮した内容

（配慮書の公告及び縦覧）

第8条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、規則で定める事項を公告し、当該配慮書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（配慮書の周知）

第9条 事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、対象事業の実施想定区域及びその周辺において当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「周辺地域」という。）内の住民に対し、規則で定めるところにより、当該配慮書の内容について周知を図らなければならない。

（配慮書についての意見の提出等）

第10条 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

（配慮書意見概要書の作成等）

第11条 市長は、前条第1項の規定により提出された意見について、その内容を整理し、次に掲げる事項を記載した書類（以下「配慮書意見概要書」という。）を作成するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 前条第1項の意見の概要

2 市長は、配慮書意見概要書を作成したときは、規則で定める事項を公告し、当該配慮書意見概要書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書についての市長の意見等)

第12条 市長は、第8条の規定による公告の日から規則で定める期間内に、第10条第1項の意見に配慮して、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の場合において、事業者に対し、第10条第1項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

4 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

第2節 事業計画の検討等

(事業計画の検討)

第13条 事業者は、前条第1項の規定による市長の意見があったときは、その意見を勘案するとともに、第10条第1項の意見に配慮して、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えなければならない。

第4章 環境影響評価の手続等

第1節 方法書

(方法書の作成等)

第14条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を作成し、これらを市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 対象事業を実施しようとする区域（以下「実施予定区域」という。）及びその周囲の概況

(4) 第10条第1項の意見の概要

- (5) 第12条第1項の市長の意見
 - (6) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の公告及び縦覧）

第15条 市長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定める事項を公告し、当該方法書及び方法書要約書の写しを当該公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（方法書の周知）

第16条 事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、対象事業の実施予定区域及びその周辺地域内の住民に対し、規則で定めるところにより、当該方法書の内容について周知を図らなければならない。

（方法書説明会の開催等）

第17条 事業者は、第15条に規定する縦覧期間内に、対象事業の実施予定区域又はその周辺地域内において、方法書の内容を周知するための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、対象事業の実施予定区域又はその周辺地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、対象事業の実施予定区域又はその周辺地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、開催を予定する日の1週間前までにこれらの事項について対象事業の実施予定区域及びその周辺地域内の住民に対し、周知を図らなければならない。
- 3 市長は、事業者が方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、事業者に対し、助言を行うことができる。
- 4 事業者は、天災その他の事業者の責めに帰することができない事由により方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、方法書要約書の提供その他の方法書の内容を周知するために必要な措置を講じなければならない。

(方法書についての意見の提出等)

第18条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(方法書意見概要書の作成等)

第19条 市長は、前条第1項の規定により提出された意見について、その内容を整理し、次に掲げる事項を記載した書類（以下「方法書意見概要書」という。）を作成するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 前条第1項の意見の概要

2 市長は、方法書意見概要書を作成したときは、規則で定める事項を公告し、当該方法書意見概要書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(方法書についての市長の意見等)

第20条 市長は、第15条の規定による公告の日から規則で定める期間内に、第18条第1項の意見に配慮して、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の場合において、事業者に対し、第18条第1項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

4 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目の選定等)

第21条 事業者は、前条第1項の規定による市長の意見があつたときは、その意見を勘案するとともに、第18条第1項の意見に配慮して、第14条第1項第7号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（以下「環境影響評価の項目等」という。）を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により選定した環境影響評価の項目等その他規則で定める事項を記

載した調査実施計画書（以下この節において「調査実施計画書」という。）を作成し、これを市長に届け出なければならない。

- 3 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて調査実施計画書を作成することができる。

（調査実施計画書の公告及び縦覧）

第22条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、規則で定める事項を公告し、当該調査実施計画書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（環境影響評価の実施）

第23条 事業者は、第21条第1項の規定により選定した環境影響評価の項目等に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3節 準備書

（準備書の作成等）

第24条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行ったときは、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という。）を作成し、これらを市長に届け出なければならない。

（1）第14条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

（2）第18条第1項の意見の概要

（3）第20条第1項の市長の意見

（4）前2号の意見についての事業者の見解

（5）環境影響評価の項目等

（6）環境影響評価の結果として次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

（7）事後調査に関する事項

（8）環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住

所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて準備書を作成することができる。

（準備書の公告及び縦覧等）

第25条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、速やかに、対象事業に係る環境影響を受けるおそれがある地域として当該準備書の内容について周知を図る必要がある地域（以下「関係地域」という。）を定め、当該準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定める事項を公告し、及び関係地域の範囲を告示し、当該準備書及び準備書要約書の写しを当該公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 2 市長は、前項の関係地域を定めるに当たっては、環境影響評価の結果を勘案し、事業者と協議するものとする。

（準備書の周知）

第26条 事業者は、前条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域の住民に対し、規則で定めるところにより、当該準備書の内容について周知を図らなければならない。

（準備書説明会の開催等）

第27条 事業者は、第25条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域において、準備書の内容を周知するための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内において準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、準備書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、開催を予定する日の1週間前までにこれらの事項について関係地域の住民に対し、周知を図らなければならない。

- 3 市長は、事業者が準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、事業者に対し、助言を行うことができる。

- 4 事業者は、天災その他の事業者の責めに帰することができない事由により準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、準備書要約書の提供その他の準備書の内容を周知するために必要な措置を講じなければならない。

（準備書についての意見の提出等）

第28条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第25条第1項に規定する

縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(準備書見解書の作成等)

第29条 事業者は、前条第2項の規定により意見が送付されたときは、その内容を整理し、次に掲げる事項を記載した書類(以下「準備書見解書」という。)を作成し、これを市長に届出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 前条第1項の意見の概要

(4) 前号の意見についての事業者の見解

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定める事項を公告し、当該準備書見解書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(公聴会の開催等)

第30条 市長は、次条の規定による意見の作成に当たっては、準備書又は準備書見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者から当該意見を聴くため、前条第2項に規定する縦覧期間終了後、速やかに、公聴会を開催するものとする。ただし、第28条第1項の意見の提出がないとき、又は第3項の規定による陳述の申出がないとき、その他市長が公聴会を開催する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の開催を予定する日の45日前までにその日時、場所その他規則で定める事項を公告するものとする。

3 公聴会において意見の陳述をしようとする者は、前項の規定による公告の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その氏名及び住所並びに準備書及び準備書見解書についての環境の保全の見地からの意見の要旨その他必要な事項を記載した書面を市長に提出することにより申し出なければならない。

4 事業者又はその代理人は、公聴会に出席し、当該公聴会において陳述された意見についての見解を述べることができる。

5 市長は、第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会の委員に対し、公聴会への出席を求めることができる。

6 市長は、公聴会を開催したときは、規則で定めるところにより、当該公聴会の結果を記載した書類を作成し、事業者に送付するとともに、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、公聴会の開催等に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての市長の意見等)

第31条 市長は、第29条第2項の規定による公告の日（第28条第1項の意見の提出がないときは、当該意見の提出期限の満了の日の翌日）から規則で定める期間内に、第28条第1項の意見、準備書見解書及び公聴会における意見に配意して、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

第4節 評価書

(評価書の作成等)

第32条 事業者は、前条第1項の規定による市長の意見があったときは、その意見を勘案するとともに、第28条第1項の意見及び第30条第1項の公聴会における意見に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という。）を作成し、これらを市長に届け出なければならない。

(1) 第24条第1項各号に掲げる事項

(2) 第29条第1項第3号及び第4号に掲げる事項

(3) 第30条第1項の公聴会における意見の概要

(4) 前条第1項の市長の意見

(5) 前2号の意見についての事業者の見解

(6) 第4号の意見に基づき準備書の内容を変更するときは、その内容（準備書の内容を変更しないときは、その理由）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第24条第2項の規定により相互に関連する2以上の対象事業について併せて準備書を作成した事業者は、これらの対象事業について、併せて評価書を作成しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第33条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、規則で定める事項を公告し、当該評価書及び評価書要約書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第5節 対象事業の実施

(対象事業の実施の制限)

第34条 事業者は、前条の規定による公告が行われるまでは、対象事業を実施してはならない。

(事業者の環境保全の配慮)

第35条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

第5章 事後調査手続等

(事後調査計画書の作成等)

第36条 事業者は、対象事業に係る工事等に着手しようとするときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、これを市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業に係る事後調査の項目及び手法
- (4) 事後調査を行う時期及び期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定める事項を公告し、当該事後調査計画書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査計画書についての市長の意見等)

第37条 市長は、前条第2項の規定による公告の日から規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

(事後調査の実施等)

第38条 事業者は、前条第1項の規定による市長の意見を勘案し、事後調査計画書の記載事項に検討を加えた上で、当該事後調査計画書に基づき、事後調査を行わなければならない。

2 事業者は、事後調査により環境の保全の見地から必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(工事等の着手の届出)

第39条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事後調査報告書の作成)

第40条 事業者は、第38条の規定による事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、これを市長に届け出なければならない。

(1) 第36条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 事後調査の結果

(3) 第38条第2項の規定により環境保全のための措置を講じたときは、その内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(事後調査報告書の公告及び縦覧)

第41条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定める事項を公告し、当該事後調査報告書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査報告書についての意見の提出等)

第42条 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(報告書見解書の作成等)

第43条 事業者は、前条第2項の規定により意見が送付されたときは、その内容を整理し、次に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書見解書」という。）を作成し、これを市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 前条第1項の意見の概要

(4) 前号の意見についての事業者の見解

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定める事項を公告し、当該報告書見解書の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査報告書についての市長の意見等)

第44条 市長は、事後調査報告書の内容及び第42条第1項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 市長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

(事後調査後における事業者の環境保全の配慮)

第45条 事業者は、前条第1項の規定による市長の意見があったときは、その意見を勘案し、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(工事等の完了の届出)

第46条 事業者は、対象事業に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第6章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の手続)

第47条 事業者は、第15条の規定による公告が行われてから第33条の規定による公告が行われるまでの間に、第14条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の内容が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業について、第14条から第33条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2 事業者は、第33条の規定による公告が行われてから第41条の規定による公告が行われるまでの間に、第14条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の内容が対象事業に該当するときは、当該変更について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、当該変更

が規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項の規定による届出があった場合であって、当該変更後の事業について第14条から第33条までの規定による環境影響評価、第36条から第41条までの規定による事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると判断したときは、当該届出の日から規則で定める期間内に、当該変更後の事業を行う事業者はその旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた事業者は、第14条から第33条までの規定による環境影響評価、第36条から第41条までの規定による事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行わなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定による判断をする場合において、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。
- 6 第34条の規定は、第1項又は第4項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、同条中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（環境影響評価の項目等及び環境影響評価の結果の変更の場合の環境影響評価その他の手続）

第48条 事業者は、第33条の規定による公告が行われてから第41条の規定による公告が行われるまでの間に、実施予定区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第24条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第14条から第33条まで及び第36条から第41条まで、第21条から第33条まで及び第36条から第41条まで又は第36条から第41条までの規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。

- 2 第34条、前条及び次条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第34条中「公告」とあるのは、「公告（第48条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（対象事業の廃止等）

第49条 事業者は、第15条の規定による公告が行われてから第41条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第14条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更した場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

(免許等への配慮)

第50条 市長は、対象事業の実施に係る免許、許可、認可、届出の受理その他これらに類する行為（以下「免許等」という。）を行う場合には、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 市長は、対象事業の実施に係る免許等を行う者が市長以外の者である場合には、その免許等を行う者に当該対象事業に係る評価書の写しを送付するとともに、免許等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

第7章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第51条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が、同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業に関する計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続については、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により、都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を行う場合における第3章から前章まで及び次章の規定の適用については、規則で定める。

第8章 法対象事業等に対する措置

(準用)

第52条 第5章並びに第59条及び第60条（第1項第3号を除く。）の規定は、法第2条第5項に規定する事業者について準用する。この場合において、第36条第1項及び第39条中「対象事

業」とあるのは「法対象事業」と、第40条の見出し中「事後調査報告書の作成」とあるのは「法対象事業報告書の届出」と、同条中「行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し」とあるのは「行い、かつ、法第38条の2第1項に規定する報告書（以下「法対象事業報告書」という。）を作成したときは」と、第41条（見出しを含む。）、第42条の見出し及び同条第1項中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事業報告書」と、第43条第1項第2号中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第44条の見出し及び同条第1項中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事業報告書」と、第45条、第46条及び第59条第1項中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第60条第1項第2号中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事業報告書」と読み替えるものとする。

- 2 第59条及び第60条（第1項第3号を除く。）の規定は、静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号。以下「県条例」という。）第2条第4項に規定する対象事業（以下「県条例対象事業」という。）について準用する。この場合において、「事業者」とあるのは「県条例対象事業を行う事業者」と、「対象事業」とあるのは「県条例対象事業」と読み替えるものとする。

（法対象事業等に係る市長の意見形成の手続）

第53条 市長は、法第3条の7第1項、法第10条第2項及び第4項並びに法第20条第2項及び第4項の規定による意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

- 2 市長は、県条例第14条第2項、県条例第23条第2項、県条例第35条第2項及び県条例第36条第6項の規定による市長の意見を述べようとするときは、あらかじめ第56条に規定する静岡市環境影響評価審査会に諮問するものとする。

- 3 市長は、前2項の意見を述べたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。

（法対象事業等の意見概要書等の公表）

第54条 市長は、法第9条又は法第19条に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める事項を公告し、当該書類の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 2 市長は、県条例第13条第1項又は県条例第22条第1項に規定する書類の送付を受けたときは、規則で定める事項を公告し、当該書類の写しを当該公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(法対象事業等に係る公聴会の開催等)

第55条 第30条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「次条」とあるのは「法第20条第2項及び第4項」と、「準備書又は準備書見解書」とあるのは「法第14条第1項に規定する準備書又は法第19条に規定する書類」と、「前条第2項に規定する」とあるのは「第54条第1項に規定する法第19条に規定する書類の」と、「第28条第1項」とあるのは「法第18条第1項」と、同条第3項中「準備書及び準備書見解書」とあるのは「法第14条第1項に規定する準備書及び法第19条に規定する書類」と、同条第4項及び第6項中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と読み替えるものとする。

2 第30条の規定は、県条例対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「次条の規定による意見」とあるのは「県条例第23条第2項の規定による市長の意見」と、「準備書又は準備書見解書」とあるのは「県条例第17条第1項に規定する準備書又は県条例第22条第1項第3号に規定する見解書」と、「前条第2項に規定する」とあるのは「第54条第2項に規定する県条例第22条第1項第3号に規定する見解書の」と、「第28条第1項」とあるのは「県条例第21条第1項」と、同条第3項中「準備書及び準備書見解書」とあるのは「県条例第17条第1項に規定する準備書及び県条例第22条第1項第3号に規定する見解書」と、同条第4項及び第6項中「事業者」とあるのは「県条例対象事業を行う事業者」と読み替えるものとする。

第9章 静岡市環境影響評価審査会

(審査会の設置)

第56条 市長の諮問に応じ、環境影響評価等に関する事項を調査審議させるため、静岡市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第57条 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第2条第1項に規定する環境の構成要素に係る項目及び環境影響評価等の審査に係る項目に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第10章 雑則

(法との関係)

第58条 次に掲げる場合であつて、当該事業が対象事業に該当するときは、市長は、規則で定

めるところにより、法の規定による計画段階配慮、環境影響評価その他の手続が行われた範囲内で、この条例の手続の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 法第2条第2項に規定する第1種事業（以下この条において「法第1種事業」という。）について、法第3条の9第1項第2号に該当することを理由として同項の規定による公表が行われたとき。
- (2) 法第2条第3項に規定する第2種事業（以下この条において「法第2種事業」という。）について、法第3条の10第1項の規定により1又は2以上の当該法第2種事業の実施が想定される区域における当該法第2種事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続が行われたとき。
- (3) 法第2種事業について、法第4条第4項及び法第29条第2項において準用する法第4条第3項第2号の措置がとられたとき。
- (4) 法第2種事業について、法第4条第6項の規定により法の規定による環境影響評価その他の手続が行われたとき。

（報告及び調査）

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び公表）

第60条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を行わないとき。
 - (2) 配慮書、方法書、調査実施計画書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書に虚偽の事項を記載して届け出たとき。
 - (3) 第34条の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、

その旨及び当該勧告の内容並びに当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その対象となる者に対し、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第3章第3節の規定の例により、意見陳述の機会を付与しなければならない。

（他の地方公共団体の長との協議）

第61条 市長は、対象事業の実施想定区域、実施予定地域又は関係地域に、市の区域に属さない地域が含まれるおそれがあるときは、当該地域における計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

（適用除外）

第62条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- （2）建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- （3）被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災地復興推進地域において実施される同項第3号に規定する事業

（委任）

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1章、第2章、第8章及び第9章の規定は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、対象事業であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに県条例第8条第3項第2号の措置がとられたものについては、この条例の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象事業であって、施行日の前日までに県条例第10条の規定による方法書及び要約書の送付が行われたものについては、第3章、第4章及び第6章の規定は、適用しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、対象事業であって、施行日の前日までに県条例第34条第1項の規定による事後調査計画書の送付が行われたものについては、この条例の規定は、適用し

ない。

- 5 この条例の施行の際、現に法又は県条例の規定により作成されている文書については、この条例の相当規定により作成された文書とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（平成28年2月22日条例第9号）

この条例は、平成28年2月22日から施行する。

附 則（平成29年3月10日条例第8号）

この条例は、平成29年3月10日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 道路の建設
- (2) ダム又は放水路の建設
- (3) 鉄道の建設
- (4) 飛行場の建設
- (5) 発電所の建設
- (6) 廃棄物処理施設の建設
- (7) 埋立て又は干拓
- (8) 土地区画整理事業
- (9) 新住宅市街地開発事業
- (10) 新都市基盤整備事業
- (11) 流通業務団地造成事業
- (12) 住宅団地の造成
- (13) 工業団地の造成
- (14) 農用地の造成
- (15) 残土の処分
- (16) 土石の採取
- (17) レクリエーション施設用地の造成
- (18) 複合開発用地の造成
- (19) 下水道終末処理場の建設
- (20) 工場等の建設
- (21) 高層建築物の建設
- (22) リゾートマンション又はリゾートホテルの建設
- (23) 都市公園の建設

(24) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業